

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ川本店

埼玉県深谷市上原四百六十四番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年二月十二日